

日本共産党神奈川県議団

県外調査(高知・大阪)報告



高知県林業労働力確保支援センターから見渡す山々の前で

日本共産党県議団県外調査（高知県・大阪府）報告

日本共産党神奈川県議会議員団
団長 井坂新哉

【参加者】 7名

{議員6名} 井坂新哉、藤井克彦、加藤なを子、君嶋千佳子、大山奈々子、木佐木忠晶
{議員団事務局1名} 渡辺恵理子

【調査実施日】 2015年11月18日（水）～11月20日（金）

【調査地】 高知県、大阪府

【調査行程】

11月18日（水） 羽田空港→高知空港→土佐グリーンパワー(株) {高知市内で宿泊}
11月19日（木） 高知県林業労働力確保支援センター→高知県庁→高知空港
→伊丹空港→三ノ宮駅
{大阪府内のホテルが確保できず、三宮駅前のホテルに宿泊}
11月20日（金） 三ノ宮駅→箕面市立第二中学校→新大阪駅→新横浜駅

【調査目的】

高知県の森林保全、再生可能エネルギー利用促進、林業振興の施策と原子力事故対策を調査するとともに、大阪府の中学校給食支援事業を調査し、神奈川県におけるそれらの施策の具体化に生かす。

【調査概要】

[11月18日（水）]

- 高知県・木質バイオマス発電事業について…土佐グリーンパワー(株)を訪問

[11月19日（木）]

- 高知県・林業労働力確保について…（公益財団法人）高知県林業労働力確保支援センターを訪問
- 高知県・こうち型地域環流再エネ事業スキームについて…高知県庁で説明を受ける
- 高知県・小規模林業について…高知県庁で説明を受ける
- 高知県・高知原子力災害対策行動計画について…高知県庁で説明を受ける

[11月20日（金）]

- 大阪府中学校給食導入促進事業費補助金について…箕面市立第二中学校を訪問

【調査内容】

次頁以下に記す

【1】木質バイオマス発電事業について

『土佐グリーンパワー株式会社』〔高知市仁井田新築 4354〕を視察 11月18日（水）

〔対応〕 鎌倉正興 『土佐グリーンパワー株式会社』 管理部長

（1）土佐グリーンパワー株式会社の会社概要

土佐グリーンパワー株式会社は、2013年1月23日に設立され、資本金は2億5000万円で、「とさでん交通株式会社」が25%、高知県森林組合連合会が25%、出光興産株式会社が50%をそれぞれ出資している。

従業員は25名で、18名が地元での新規採用、7名が出資各社からの出向者とのこと。



（2）事業の意義・目的

①未利用木材の有効利用による森林再生

長年懸案になっている林地残材・低質材を有効活用することで森林整備に貢献する

②木質バイオマス発電による環境への貢献（CO₂の削減）

再生可能エネルギーによる発電事業でCO₂を削減し（2万トン-CO₂/年）、地球環境に貢献する

③雇用創出・地産地消による高知の活性化

雇用の創出（伐採・運搬・破碎・発電計130名）、電力の創出に貢献する

（3）発電所の特徴

①高知県の未利用材100%専焼

高含水率品への対策がポイント（乾燥機を設置）

②破碎から発電までの日本初の一体型発電所

山から原木を直接持ち込み、発電所内で破碎から乾燥・発電までを一貫操業

③周辺環境への配慮

屋内貯蔵（サイロ）、防音・防塵設備・緑地を確保し、環境にやさしい発電所

④津波対策に配慮した発電所

重要設備（タービン発電機・トランス）は、地上5m以上の地点に設置
（高知県発表：南海地震時の発電所浸水 地上2～4m）



（4）発電所の仕様

●敷地面積 12000 m² ●出力 発電：6250kw 送電：5650kw

●年間送電料 約4000万kw（約11000世帯分）

●燃料使用量 未利用材を年間7万～8万トン ●CO₂削減量 年間2万トン

●従業員数 25名（関連事業含め雇用創出見込み 約130名）

（5）所内見学・質疑応答から

○高知県の関わりについて

建設費の補助として補助対象設備の建設費の2分の1を国と県が補助。実質的には、総事業費30億円にたいして補助金は4割強とのこと。高知市も、施設建設にあたって緑地率の要件を緩和するなど、支援したとのこと。企業立地への補助制度も活用したとのこと。

国・林野庁が「森林整備加速化基金」を予算化したなかで、高知県がそれに上乗せして補助をし、バイオマス発電に取り組んだとのこと。

○今後の課題

木材の調達、安定供給が課題である。年間7万トンから8万トンの木材を確保することが必要であり、それを10年間続けなければならない。

当初は「潤沢にある」との認識だったが、やってみると、含水率の問題などがあり、簡単ではないという認識に至っている。

木を切り出した直後、スギは60～65%、ヒノキは50～55%の含水率で、1ヶ月置いておくと含水率が5ポイント落ちる。2ヶ月置いておき、含水率計で測定する（破碎後でないと測定できない）。含水率は50～55%が適正だが、梅雨時などは含水率が高くなる。

足りなくて、木質チップを業者から購入することもある。輸入はなく、80%以上が高知県内産である。森林組合のおつきあい等で、愛媛県からも購入している。

「枝葉を使ってほしい」と“山側”（森林組合）から要望もあった。

○炉について

タクマ製で、年4回、運転を止めて点検する計画。未利用材を燃やしてどうか、注視していく。

○売電について

すべて「出光グリーンパワー」に売電している。

○破碎と騒音

破碎は日中のみ（8時30分～17時30分）おこなう。

90db以上の音が出るので、70db以下に抑えなければならない。

○乾燥

乾燥機はまだ使用していない。

バグフィルターをこの10月に設置したばかり。

○発電所の立地

やや狭いが、①県内一円から木材を持ち込める ②水を確保できる ③変電所・送電線に近い という3つの条件をクリアする場所だった。

木材団地のなかにあり、元々、森林組合の共販所だったところである。



【２】こうち型地域環流再エネ事業スキームについて 高知県庁で説明を受ける
11月19日（木）

〔対応〕 三浦裕司 高知県林業振興・環境部新エネルギー推進課課長補佐

高知県は、森林率日本一の豊富な森林資源に恵まれており、年間降水量や日照時間の長さも全国トップクラスを誇る新エネルギー資源の宝庫であり、2011年3月に、「高知県産業振興計画」に連動する形で、新エネルギーの導入に向けた具体的な施策を示すビジョンを策定した。第2期産業振興計画の柱の一つとして「新エネルギーを産業振興に生かす」ことを掲げ、新エネルギーの本格的な導入に向けて具体的な施策に取り組んでいる。

そのなかで、2012年7月から導入された、再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度を最大限に生かすため、県と地元市町村、県内企業などが共同出資で発電事業会社を設立し、得られた利益を地域で還流させる「こうち型地域環流再エネ事業」の取組を進めている。

はじめに『高知県新エネルギービジョン』と『こうち型地域環流再エネ事業スキーム』について説明を受け、質疑応答をおこなった。

（１）高知県新エネルギービジョン

〔太陽光発電〕

固定価格買取制度により、計画を上回る事業者が参入している。2015年度末の導入目標 111,750kw にたいして 2014 年度末の実績 196,050kw。

〔小水力発電〕

事前の調査費を県として補助しているが、導入は進んでいない。

〔風力発電〕

「秒速 6 m 以上」の風が必要だが、気候条件は良くない。

室戸岬、足摺岬や山の上等が考えられるが、電線がなく、新たに敷設するとなると、1 km あたり 1 億 円かかる。土地代は安いが電線がない。県として国に送電網の強化を求めている。

〔木質バイオマス〕

木質ペレットの製造、木質ペレットボイラーの導入、民間企業による木質バイオマス発電所の整備等が進んでいるが、エネルギーとしてどれだけ確保するか、というよりも、木をどう有効活用するか、という視点で取り組んでいる。

（２）こうち型地域環流再エネ事業スキーム

○こうち型地域環流再エネ事業スキームとは

- ・ 県が 1／3、市町村が 1／3、県内民間企業等が 1／3 を出資して、発電事業会社を設立し、得られた利益を地域で還流させる取り組み。
- ・ 県が市町村と調整し、候補地を選定。
- ・ 県と市町村が協定を締結（プロポーザル実施、共同出資等）
- ・ 県がパートナー事業者（出資による参画及び運営主体）をプロポーザル公募
- ・ 審査会を経てパートナー事業者を決定
- ・ 配当は地域サービスに活用

- ・地域金融機関が発電事業会社に融資
- ・地域団体、地域企業は出資のほか、各種下請けとして参画

○事業の実績

- ・県内事業者が条件だが、県外企業とのジョイントも可。
- ・出資の過半数を県と市町村でおこない、経営権は行政が握る。
- ・配当金の4分の1を県が受け取る
- ・太陽光発電の稼働率は12%と見込んでいたが、実績は14～15%で稼働している。

(3) 質疑応答

○風力発電にたいする低周波などでの地元の反対は、高知県ではない。

○薄膜太陽光パネルについては、費用対効果でどうかと思う。

【1】木質バイオマス発電事業、【2】こうち型地域環流再エネ事業スキームについてのまとめ

神奈川県においても、相模原市の旧津久井郡地域等で木質バイオマスの事業化に取り組もうという機運がおきている。大規模な発電事業ということではないが、高知県での事業の状況を視察した。

森林が豊富な高知県でさえ、「木材の調達、安定供給が課題」とのことである。また、再生可能エネルギーの量的確保というよりも、森林保全・整備という観点が強いと感じた。

そういう意味では、森林の規模が小さい神奈川県にも通ずるところがあるのではないだろうか。水源としての意味も大きい森林の保全・整備ということを県政としてしっかり位置づけて、取り組んでいく必要性・重要性を再確認できた。



【3】林業労働力確保について、（公益財団法人）高知県林業労働力確保支援センター
〔香美市土佐山田町大平 80〕を視察 11 月 19 日（木）

〔対応〕 津野文明 所長兼林業学校マネジメント担当林業就業支援地域アドバイザー

（1）団体の概要

- 1989 年 12 月 20 日設立
- 2005 年 4 月 1 日 林業労働力確保支援センターの指定を受ける
- 2006 年 2 月 1 日 無料職業紹介事業許可を受ける



（2）事業内容

①担い手確保対策事業

林業に関する高度の知識や技術を身につけた基幹林業労働者の養成や高性能林業機械のオペレーターの養成を目的とした研修を実施

②地域求職活動支援事業

雇用改善アドバイザーを委嘱し、雇用情報の収集、提供や就職に必要な講習を実施

③高知県立森林研修センター研修館の管理運営

（3）組織

- 林業労働力確保支援センター（職員 6 名うち兼務 2 名）
- 林業学校（職員 5 名うち兼務 3 名）

（4）2015 年度の高知県林業労働力確保支援センターの事業

①県関係事業

- ・森林研修センター研修館管理運営事業
- ・林業労働力確保支援センター事業
- ・森林保全作業安全研修事業
- ・新規就業者職業紹介アドバイザー事業
- ・改善計画の認定に係る事前審査
- ・林業学校運営事業

②全国森林組合連合会関係事業

- ・「緑の雇用」現場技能者育成対策事業
- ・林業就業支援事業
- ・林業雇用管理改善事業

③基金関係事業

- ・森林評価研修、自主企画研修
- ・森林組合役職員研修、森林環境教育



（5）林業の状況について

○林業は、「切る」「植える」「育てる」「手入れ」「抜刀」「搬出」と一連のサイクル。



○チェーンソーでの作業は、危険で、振動障害もおこる。木を倒す時も危険。

○昔は「人力、架線」、今は建設機械。そのために道をつくる。

○建設関係の資格も必要になった。

○山の急傾斜地での建設機械の操作になり、しかも建設機械が大型化している。

○木を「切り倒す」「丸太にする」「運ぶ」「トラックに積む」というそれぞれの作業に機械を使用する。林業架線にも様々な種類がある。

○林業機械の操作技術を習得する必要性・重要性が高まっている



(6) 林業学校について

○現在は仮校舎でおこなっているが、敷地内に校舎を新設する（2018 年開校見込み）。

○施設建設の費用負担は県が基本。

○県内の高校で林業関連の学科があるのは2校。大学では高知大学。

○全国では、京都、岐阜、熊本、秋田などに林業学校がある。

○林業学校は他県からも受け入れる。料金も県内と同じだが、修了後2年間、高知県内で就業することが条件になっている。



(7) 所内見学・質疑応答から

○林業学校交付金は15万円で国が125,000円、県が25,000円。

○「緑の雇用」は国の3年間事業

○職業紹介について、求人は多いが、安全面や待遇の面で今は建設業に流れる人が多い。

○林業就業者の所得は、日額7000円～10000円、月額17～18万円（税引き前）

○木材の自給率は、丸太の自由化がされてから

（1960年代）、自給率が10年で逆転して2割程度まで落ち込んだが、近年は外材の方が価格が高く、国産材が3割まで持ち直してきている。



【４】小規模林業について 高知県庁で説明を受ける

11月19日（木）

〔対応〕 岩原暢之 高知県林業振興・環境部森づくり推進課課長補佐

高知県では「小規模林業推進協議会」が2015年1月18日に設立された。「高知おおとよ製材」や木質バイオマス発電の稼働で木材の需要増が見込まれる中、県が音頭を取り、小規模林業の担い手を後押しする狙い。木材の伐採の多くは、23の森林組合や、約100の民間林業会社が担っているが、それらに小規模林業を加えようという試み。

（１）事業内容

〔Ａ〕 道具

- 自伐林家等林業機械
- 研修受講者に対して安全防具を支給

〔Ｂ〕 間伐・作業道等

- 造林事業
 - ・搬出間伐、作業道開設
- みどりの環境整備支援交付金
 - ・造林事業へのかさ上げ
- 小規模林業支援
 - ・木材の搬出を伴う間伐支援
 - ・作業道開設等への支援（開設、路面整備、作業ポイント）
- 木質バイオマス中間土場確保対策
 - ・ポータブル型車両重量計導入支援

〔Ｃ〕 事業地

- 公有林等の活用などについてニーズや可能性を検討

〔Ｄ〕 技術力向上

- 副業型林家育成のためのOJT研修の実施
- 小規模林業推進協議会における実地研修
- 林業学校における短期コース研修

〔Ｅ〕 安全対策・その他

- 小規模林業実践アドバイザー派遣等事業
 - ・アドバイザー派遣（実践者の要請により現場指導者を派遣）
 - ・傷害総合保険加入促進支援（傷害総合保険加入に要する掛け金の支援）
 - ・実践現場安全点検パトロール（安全指導員の巡回による労働安全指導）

（２）会員登録の状況

自営業者、一人親方、NPO法人、ボランティア団体、地域おこし協力隊、林研グループなど1,523名に協議会への登録をよびかけ、2015年10月31日現在で277名が登録しているとのこと。

185人が参加を決め、林業活性化の一翼として期待される。

高知は森林面積率が84％と全国一で、人工林は約1億4千万立方メートルあり、木材生産量は年間約50万立方メートル。県内では2013年に四国最大級の製材を目指す高知おおとよ製材が稼働。今年1月と4月には木質バイオマス発電が宿毛市と高知市

（「土佐グリーンパーク」）で相次いで始まり、県は１５年度末に年間７２万立方メートルを目指している。

県によると、木材の伐採の多くは、２３の森林組合や、約１００の民間林業会社が担っている。山中で枝払いと切断を一気にできる「プロセッサ」や、大量の木材を搬出できる「フォワーダ」など大型の高性能林業機械を所有。山林を集約化し、間伐や皆伐をしている。

【３】林業労働力確保について【４】小規模林業についてのまとめ

林業は、炭坑の仕事よりも危険度が高く、「最も危険な職場」と言われている。人材確保がただでさえ困難なところに、機械化が進むなか、様々な機械の操作も身につけなくてはならず、人材育成も容易ではない。機械の操作という面では共通する建設業の方が賃金や福利厚生が優遇されているので、景気が上向くと人材が建設業に流れてしまう、という厳しさも加わる、とのこと。

そういうなかで高知県の小規模林業の担い手への支援と活用の試みは大変興味深く、今後の動向を注視していきたい。

神奈川県では、産業としての林業振興というよりも、水源地としての森林保全という位置づけが主である。しかし、「林業を興したい」と情熱をもって森林に関わっている方も現に存在している。森林保全にむけて様々な施策に取り組んでいくうえでも、林業振興のイメージを持っていることは、役立つことも少なくないのではないかと考える。

【５】高知原子力災害対策行動計画について 高知県庁で説明を受ける

11月19日（木）

〔対応〕 宮本正彦 高知県議会事務局政策調査課調査第一班長
中岡誠二 防災課課長
江渕 誠 高知県危機管理部危機管理・防災課課長補佐
後藤欽司 ・チーフ（危機管理担当）

（１）行動計画の構成

第１章 総則 ～計画策定の背景と本県を取りまく状況

第２章 原子力災害対策の基本的考え方と事前の対策

第３章 原子力災害発生時の対応 ～被害の軽減と早期復旧に向けて～

（２）行動計画策定の背景

2011年３月１１日に発生した東日本大震災の地震動と津波の影響により、福島第一原子力発電所で放射性物質の放出を伴う事故が発生し、想定を超えた地域に放射性物質が拡散し、住民生活や産業に甚大な影響を及ぼした。福島第一原発から最大で４５km以上離れた飯舘村は、現在も、全域が避難指示区域。

（３）本県を取りまく状況

万が一、伊方発電所で福島第一原子力発電所と同様の事故が派生した場合…

- 県民の生活や健康はもとより、県内産業、観光への影響は避けられない
- 気象条件によっては、大量の放射性物質が到達する可能性もあり、避難等の防護措置が必要となる可能性がある。
- 愛媛県からの避難者の受け入れや物資供給など広域的な支援を行う必要も考えられる

（４）行動計画の目的

伊方発電所で原子力災害が発生すれば、県民生活や県内産業への大きな影響が予想されることから、「事前対策」「応急対策」「復旧対策」を確実に実行するため、県や関係機関が実施すべき具体的な行動基準を定め、県民の生命、身体、財産を守る

（５）原子力災害対策を実施する地域

- 屋内待避や一時移転等の防護措置については、伊方発電所から半径 5 0 km の地域（四万十市と梶原町の一部）やその近接地での実施を想定
- 対策の対象は、県内全域

（６）原子力災害対策の基本的考え方と事前の対策

- 第 1 情報の収集及び伝達
- 第 2 屋内待避、一時移転及び避難
- 第 3 警戒区域と避難指示区域
- 第 4 モニタリング
- 第 5 安定ヨウ素
- 第 6 緊急時の保健医療
- 第 7 広域避難対策等
- 第 8 物資の調達と供給
- 第 9 緊急輸送活動
- 第 10 県産品の安全と観光対策



（７）原子力災害発生時の対応 ～被害の軽減と早期復旧に向けて～

- 第 1 フェーズの設定
- 第 2 フェーズ 0 ～警戒事態等の発生を把握したとき～
- 第 3 フェーズ 1 ～施設敷地緊急事態発生後の段階～
- 第 4 フェーズ 2 ～全面緊急事態発生後の段階～
- 第 5 フェーズ 3 ～本県でのプルーム通過予測後の段階～
- 第 6 復旧対策体制

（８）質疑応答

○避難計画について、四万十市、梶原町と高知県とで協議をはじめたところ。知事は、再稼働までには一定の避難計画をつくる、と言っている。

【５】高知原子力災害対策行動計画についてのまとめ

高知県は、伊方原発から最も近い県境までの距離が 45km というなかで、国の基準で満足することなく、県民の安全を考え、自主的に原子力災害対策行動計画を策定した。愛媛県からの避難者の受け入れも位置づけている。

一方、神奈川県においては、米原子力空母が横須賀を母港としており、その原子力事故への対応が必要であるのに、県政としての対応は極めて不十分である。

高知県の県民の安全第一の姿勢に学び、神奈川県政として、横須賀市など地元自治体まかせにするのではなく、広域自治体として県が主導的に、県内各市町村にはたらきかけて必要な原子力災害対策行動計画を策定することを、知事等に求めている。

【６】大阪府中学校給食導入促進事業費補助金について

箕面市立第二中学校〔箕面市萱野 1－15－12〕を訪問して給食時間中の生徒の様子を視察し、校長、栄養教諭や大阪府教委職員から説明を受けた。給食を実際に食べさせていただいた。

2015 年 11 月 20 日（金）

〔対応〕

若狭周二 校長
讃岐真枝 栄養教諭
佐治 功 箕面市みどりまちづくり部箕面産と食の推進室
(併) 子ども未来創造局学校給食室室長
吉田竹宏 大阪府教育委員会事務局教育振興室
保健体育課保健給食グループ総括補佐



（１）事業の目的・背景について

○制度創設時の大阪府における中学校給食の実施率は、全国で最も低い状況であった（2010 年度末現在 12.3%）

○中学校給食を大阪府内に広げるにあたり、市町村の財政負担が導入にあたっての課題となっていた。

○学校給食の実施主体は市町村であるが、大阪府として市町村の財政負担を大幅に軽減できるように、イニシャルコスト（施設整備ほか）を対象に補助する制度を設けた。

○補助機関については、2011 年度から平成 2015 年度までの 5 年間とした。

（２）基本的な考え方

○給食の提供については、全員喫食が望ましいが、地域の実情に応じて選択制の給食を実施する場合も、本補助金の対象から除外しないこととした。

○学校給食の実施主体である市町村において、最も効率的・効果的な実施形態・運営形態を判断し導入していただくこととした。

○本補助金を受けるにあたり、あらかじめ市町村に対し、実施形態や給食開始時期等を

記載した「中学校給食導入促進実施計画書」を提出させた。

○実施形態については、「自校方式」「共同調理方式（給食センター方式）」「親子方式」「民間調理場活用方式（民間デリバリー方式）」のいずれも、本補助金の対象とした。

（３）補助金制度の概要

[補助対象]

○給食を実施していない市町村

新たに学校給食法上の完全給食を実施するため、給食施設等の整備を行う場合

○既に給食を実施している市町村

既存施設の機能向上（ドライシステム化への転換等）を図るための改修を行う場合

[補助内容と対象範囲]

①施設整備費：定率補助（補助率 1／2）

- ・基本設計、実施設計に係る委託料、工事監理委託費
- ・給食調理場、配膳室の整備に係る工事請負費
- ・国庫補助金で補助対象となっている厨房機器等の附帯設備費（回転釜・シンク・食器洗浄機など）

※国庫補助（環境改善交付金）の対象となる施設は、国庫補助額をマイナスした額の 2 分の 1 を府が補助

②消耗品費等：定額補助（上限額は、全員喫食 1000 万円、選択制 300 万円）

- ・附帯設備費以外の備品購入費
- ・食器、食缶等の消耗需用費
- ・給食実施に必要な給食申込みシステム開発費

●補助金の上限額については、①＋②の合計で 1 校あたり 1 億 500 万円（※）

※上限額 1 億 500 万円の考え方

制度創設時において、平均的な食数（500 食程度）の学校において、自校方式での整備をした過去の事例において、最大整備費が 2.1 億円だったため、その 2 分の 1 である 1.05 億円を補助金の上限額とした。

（４）中学校給食実施率の推移

2010 年度末	12.3%（全国平均 83%で、大阪府は最下位だった）
2011 年度末	13.5%
2012 年度末	40.1%
2013 年度末	54.7%
2014 年度末	66.2%
2015 年 9 月末	70.4%

H28 年度末には約 93%となる見込み。最終的に未実施にとどまるのは 2 市（東大阪市、泉大津市）。

（５）中学校給食導入の状況（2016 年度実施見込みを含む）

[単独調理場（自校）方式] 5 市 5 町 うち 1 市が選択制

[共同調理場（給食センター）方式]	9市2町1村	うち2市が選択制
[親子方式]	1市1町	
[民間デリバリー方式]	18市1町	うち11市が選択制

（６）質疑応答

- 自校方式は、においがする。調理者の顔が見える。温かいものを提供できる。地場 野菜も活用できる。臨機応変の対応もできる。生徒達の食に対する認識も良くなった。
- 給食の準備も食べることも、すべて班活動として、集団のなかでおこなう。
- 昼休み・給食時間は50分で、30分が食事、20分が昼休み。下校時間を10分遅くした。
- 当初政令指定都市は補助の対象外にしていたが、「おかしい」との声が上がり、2014年度から政令指定都市も対象に含めた。
- 市町村のランニングコストの財政負担は残る。例えば堺市は、生徒全員分の給食経費は年間10億円となり、そのうち就学 援助が3億円と見込まれるなか、選択制での導入となった。
- 大阪府の予算措置の方法としては、初年度に債務負担行為として5年間分の経費全額分とし246億円（234校×1億500万円）を設定した。結果としての執行額は80億円となる見込み。
- 栄養教諭の定数改善を国に求めている。自校方式の場合は生徒550人に1人。給食センター方式の場合は6000人に3人。民間デリバリー方式の場合はゼロ。ただし大阪府は国に要望して加配はしてもらっているとのこと。
- 箕面市で中学校給食をどうするか、保護者と学校による検討組織をつくって議論した。他自治体にも視察に行った。優れているのは自校方式。財政面等から反対もあったが、災害時の避難所としての役割、地産地消の給食は緑を守ることにもつながる、そして何より学校を家庭と思えば、そのなかで調理するのが当然、ということで自校方式に決まった。
- 箕面市立第二中学校は、中庭に調理室をつくった。
- 給食実施の効果については、3種類（学校、保護者、生徒）のアンケートを実施した。
 - ・配膳での役割分担等で子どもが成長した
 - ・子どもが落ち着いた
 - ・子どもの好き嫌いがなくなった
 - ・給食導入前の昼の時間、「おれ、うちに帰って食って来る！」
 といって実は廊下で過ごしていたような子がみられたが、もうそんな子はいない
 - ・子どもたちの食に対する興味関心が高まった
 - ・メニューや栄養について、家庭で話題になるようになった
 - ・やってもらってよかった。助かっている。
 などの声がよせられた。



【6】大阪府中学校給食導入促進事業費補助金についてのまとめ

大阪府のイニシアチブ、大胆な財政措置により、府内の市町村で中学校給食の導入実施が広がっていく状況を確認でき、ぜひ神奈川県でも取り組みたいとの思いを強くした。

視察を受け入れて下さった箕面市立第二中学校が自校方式の給食であったことから、改めて学校給食の原点、子どもたちの豊かな成長にとってプラスの大きな効果を発揮するという点を再確認できたことも極めて有意義だった。

選択制のデリバリー給食の場合、給食と弁当とが混在し、何となく“バラバラ感”のなかで静かに食べている状況に比べて、自校方式給食の場合は、楽しそうに、にぎやかに、和気あいあいに食べている、という印象を強く持ち、「中学校給食の導入を」「自校調理方式で」との思いが強まった。

財源をどう確保するか、という問題はあるが、“要はお金の使い道では”との箕面市の方の言葉が耳に残った。

